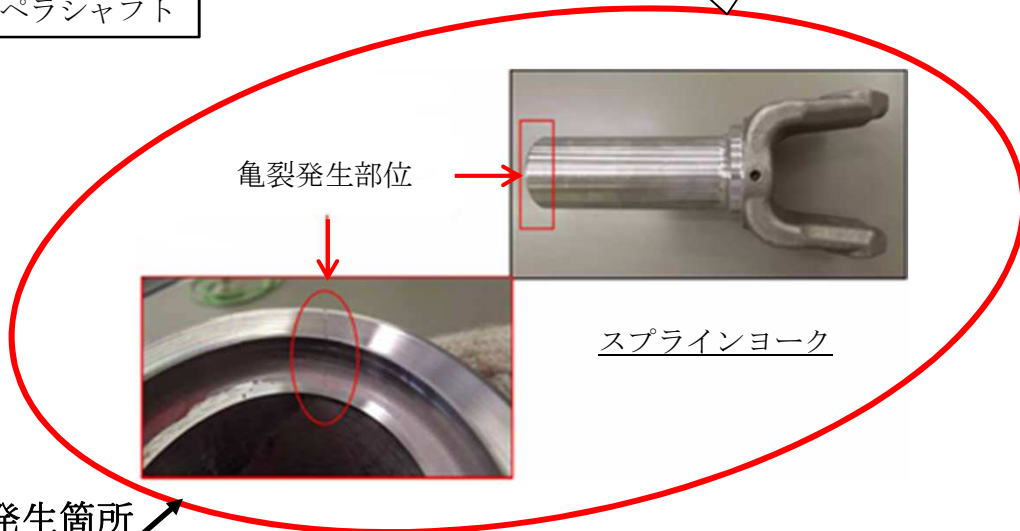
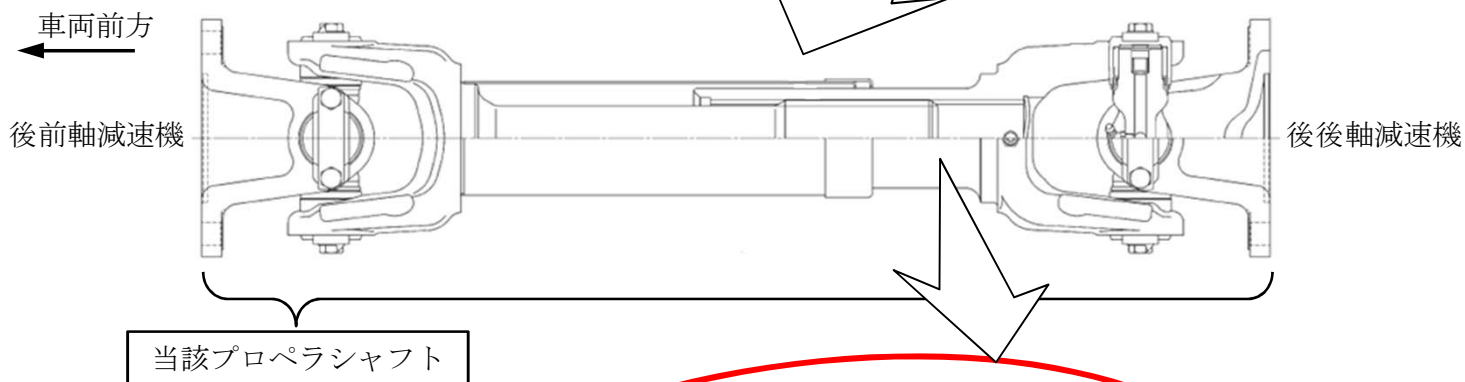


改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

後輪2軸駆動トラックにおいて、後前軸と後後軸間のプロペラシャフトスプラインヨークを製造する際、熱処理後の検査が不適切なため、スプラインヨークのスリーブ部に亀裂が生じているものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、スリーブ部の亀裂が進行し、最悪の場合、プロペラシャフトが破損・脱落して、走行不能になるおそれがある。

改善の内容

全車両、当該プロペラシャフトを良品と交換する。

注： 内は、交換部品を示す。

識別：フランジ部に、黄色ペイントを塗布する。